

土曜活用日について

1 基本方針

東京都部活動ガイドラインに準じて、週休日及び祝休日、平日に部活動休息日を設けることを主な目的とする。平日 1 日以上、週休日及び祝休日が連続した場合はいずれかの日に休息日及び活動時間の制限を設ける。特に、土曜活用日と指定した日は補習や講習等の学習活動に活用し、部活動は休息日とする。ただし、以下のような場合は「土曜活用日における活動願」を提出することで、活動を認める。ただし、別な土日に半日の部活動休息日を必ず設けること。

《特別に活動を認める例》

- ・試合や大会と重なった場合
- ・公式戦等の直前で活動が必要となる場合
- ・施設割振りの都合上、致し方ない場合

※活動をする際には、補習・講習等を優先とし、補習・講習等の妨げにならないように配慮すること。

2 禁止事項

- ・部活動単位での活動は原則禁止です。学校施設内でのミーティングや自主練習も原則禁止します。
- ・再三にわたり「土曜活用日における活動願」を未提出で活動する部活動は今後の活動を制限することがあります。

3 その他

「土曜活用日」は令和 5 年度まで実施していた「土曜授業日」とは違います。全ての生徒が登校する日ではありません。補習・講習等がない生徒は欠席連絡の必要もありません。積極的に休息や、学習をしましょうという日です。

《お問い合わせ先》

0 4 2 - 5 8 1 - 7 1 2 3

副校長 関根 欣吾